

必要書類チェックシート

チェック欄	添付書類		認定基準	
	提出が必須である書類	必要に応じて提出が必要となる書類		
認定基準関係	・ 管理者等を選任することを決議した集会（総会）の議事録の写し ※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより管理者が選任されたことを証する書類（理事会の議事録の写し等）		(1) 管理組合の運営 ① 管理者等が定められていること。	
	・ 監事を置くことを決議した集会（総会）の議事録の写し ※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより監事が置かれたことを証する書類（理事会の議事録の写し等）			② 監事が選任されていること。
	・ 認定申請日の直近に開催された集会（総会）の議事録の写し	・ 年1回集会を開催できなかった場合の措置が図られたことが確認できる書類		③ 集会が年1回以上開催されていること。
	・ 管理規約の写し		(2) 管理規約 ① 管理規約が作成されていること。 ② マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること。 ③ マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（又は電磁的方法による提供）について定められていること。	
	・ 認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書 ※当該直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における集会において決議された収支予算書		(3) 管理組合の経理 ① 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること。 ② 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと。	
	・ 当該直前の事業年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金の額を確認することができる書類 ・ 認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書 ※当該直前の事業年度がない場合には、申請日を含む事業年度における集会において決議された収支予算書			③ 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3か月以上の滞納額が全体の1割以内であること。
・ 長期修繕計画の写し ・ 当該長期修繕計画の作成又は変更を決議した総会の議事録の写し ※管理規約で別段の定めをした場合は、管理規約の写し及びその定めるところにより当該長期修繕計画を作成し、又は変更したことを証する書類		(4) 作成長期修繕計画等 ① 長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること。		
・ 長期修繕計画の作成又は変更を決議した総会の議事録の写し			② 長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われていること	

必要書類チェックシート

チェック欄	添付書類		認定基準
	提出が必須である書類	必要に応じて提出が必要となる書類	
認定基準関係	・長期修繕計画の写し	・マンションの除却その他の措置の実施が予定されている場合は、その実施時期が議決された総会の議事録の写し等	(4) 長期修繕計画の作成・修繕計画の見直し等 ③ 長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること。 ④ 一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。 ⑤ 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと。 ⑥ 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること。
		・修繕積立金ガイドラインを基に設定する水準を下回る場合は、専門家による修繕積立金の平均額が著しく低額でない旨の理由書	
	組合員名簿（区分所有者名簿）及び居住者名簿を備えるとともに、年一回以上更新していることを確認することができる書類（これらの名簿を備えるとともに、年一回以上更新していることに関する表明保証書等）		(5) その他 ① 管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っていること。 ② 都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること。
	認定の申請又は更新申請を決議した集会の議事録の写し等		
	マンション管理センターが発行した適合証（認定を受けようとする管理計画について発行されている場合のみ）		
その他	変更内容チェックシート（変更申請時のみ）		
	手数料チェックシート（変更申請時のみ）		
	申請書（正・副各1部）		
	申請書の正本及び副本に添付する添付書類一式各1部		
	返信用封筒（必要な額の切手を貼付し、宛先を記載したもの）		